

平成30年2月吉日

弁護士法人 三宅法律事務所主催 セミナー

「EU 一般データ保護規則 (GDPR) 実践セミナー」のご案内

本セミナーでは、2018年5月25日から適用されるEU一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation (GDPR)) について、日本企業がそれぞれの置かれた状況において取るべき実践的な対応について詳細に解説いたします。

日 時 2018年2月16日 (金) 午後2時00分～午後4時30分
(午後1時30分開場)

場 所 大阪市中央区今橋3丁目3番13号 ニッセイ淀屋橋イースト2階
同ビル16階の弊事務所ではありませんので、ご注意ください。

募集定員 50名程度 (申込者多数の場合は、先着順とさせていただきます。)

参加料 **顧問先の方：無料**

顧問先以外の方：1,000円

申込方法 下記 URL よりお申込みください。

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/gdpr-osaka.html>

なお、同部課からのお申込みは、2名様程度までとさせていただきます。準備の都合上2月13日 (火) までにお申込みいただければ幸いです。

講 師 弁護士法人 三宅法律事務所 パートナー弁護士 渡邊雅之

【プログラム】

- 1 GDPR の導入の背景
- 2 定義規定
- 3 義務規定
- 4 域外適用
(1) 地理的範囲 (EU 域内に拠点がない場合にも適用可能性) (2) 代理人の指名
(3) 違反時の制裁
- 5 越境データ移転
(1) 十分性の認定 (日本は GDPR の適用までにこれを取る予定) (2) 標準契約条項 (standard contract clause) ・拘束的企業準則 (Binding Corporate Rules) による具体的な対応 (3) その他の対応 (4) 同意の取得方法：撤回可能性があるため同意にのみ頼るのは危険 (5) 具体的な対応 [・ プライバシーポリシーの見直し ・ 挨拶状やクリスマスカードの受領先への商品カタログの送付 ・ 名刺記載の個人データの取扱い ・ 日本にあるサーバへの個人データ移転 (個人情報保護法上の取扱いとの違い) ・ EU 域内の現地採用従業員の人事情報の日本本社への移転 ・ EU 域内の従業員の個人業績評価の日本本社への移転]
- 6 個人情報保護委員会の対応や米国の対応

会場のご案内



大阪会場 : 大阪市中央区今橋3 - 3 - 13

ニッセイ淀屋橋イースト2階

同ビル16階の弊事務所ではありませんので、
ご注意ください。

地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 8番出口より徒歩1分

京阪電車 淀屋橋駅 13番出口より徒歩3分

申込のご案内

弊事務所のホームページ 又は こちらの URL よりお申込みください。

三宅法律事務所 セミナー

検索

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/gdpr-osaka.html>

お申込みを受け付けましたら、E-mail にて、後日受講票をお送りしておりますので必ず内容をご確認いただき、セミナー当日、受付にご提出ください。

受講費のお振込みにつき、口座は受講票に記載をしておりますので、受講票をご確認のうえ、指定の日時までにお振込をお願いいたします。なお、お振込手数料は貴社にてご負担願います。

なお、同部課からのお申込みは、2名様程度までとさせていただきます。準備の都合上、2月13日(火)までにお申込みいただければ幸いです。

お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

企業内弁護士を除く弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、コンサルタント、マスコミの方、学生の方のご参加はくれぐれもご遠慮ください。ご連絡を頂いてもお断りいたします。

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。

詳細は、弊事務所ホームページ (<http://www.miyake.gr.jp/>) 記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。

お問い合わせ先：大阪 06-6202-7873 (代表) (担当：井村・河口・川村)